

事業概要と完了報告書手続について

1 事業者等について

事業名称	甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び (仮称) 地域振興施設整備事業
事業者名	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合、 山梨県市町村総合事務組合、笛吹市
対象事業の種類	廃棄物処理施設の設置 (環境影響評価条例第二分類事業)
対象事業の規模	ごみ焼却施設 369 t / 日
関係地域	甲府市、笛吹市

2 完了報告書手続とは

事業者が、工事中及び完了後に実施した環境保全対策や環境調査の結果等について、完了報告書としてとりまとめ、その内容について県民等及び知事などから意見を聞き、これらの意見を以後の事業に反映させることを目的とした手続（本県独自の制度）。

3 完了報告書手続の流れ

- ①事業者が完了報告書を作成し、知事及び関係市町村長に送付する。
- ②事業者は送付後、縦覧する旨の公告を行い、1箇月間縦覧を行う。
- ③県民等は環境保全の見知から意見がある場合は事業者に意見書を提出する。
- ④事業者は県民等からの意見の概要及び意見に対する見解書を作成し、知事及び関係市町村長に送付する。
- ⑤知事は、④の送付を受けた日から90日以内に県民等、関係市町村長及び技術審議会
の意見を踏まえて知事意見を述べる。

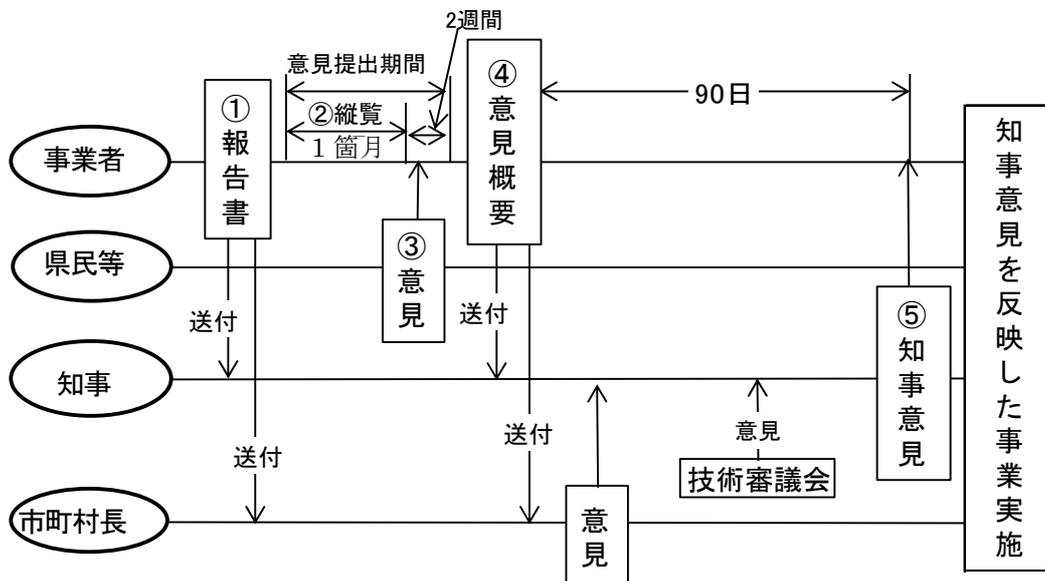


図 完了報告書手続

4 本件に係るスケジュール

(方法書手続)

平成19年9月18日 知事意見送付

(準備書手続)

平成23年11月22日 知事意見送付

(評価書手続)

平成24年5月18日 知事意見送付 (同年6月22日 補正評価書提出)

(中間報告書手続)

平成29年6月19日 知事意見送付

(完了報告書手続)

令和6年12月1日 完了報告書公告・縦覧 (～令和7年1月6日)

令和7年1月23日 山梨県環境影響評価等技術審議会 (1回目)

令和7年2月3日 県民等意見の概要等送付 (意見なし)

令和7年2月5日 甲府市長、笛吹市長へ意見照会

令和7年2月17日 甲府市長から意見照会の回答を受領 (意見なし)

令和7年2月25日 笛吹市長から意見照会の回答を受領 (意見なし)

令和7年3月6日 山梨県環境影響評価等技術審議会 (2回目)

令和7年5月7日 知事意見通知期限

5 今後の進め方について

- ・知事意見 (素案) に対する審議会意見を踏まえ知事意見 (案) を作成し、庁内調整を行った上で、期限までに知事意見を述べる。